

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面非記載事項

事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会社役員に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

監査報告

- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査等委員会の監査報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

ブティックス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第12回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日		2016年8月2日	2019年5月13日
新株予約権の数		6個	4個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式24,000株 (新株予約権1個につき4,000株) (注)1	普通株式1,600株 (新株予約権1個につき400株) (注)1
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり72,000円 (1株当たり18円)(注)1	新株予約権1個当たり351,200円 (1株当たり878円)(注)1
権利行使期間		2019年7月1日から 2026年6月30日まで	2022年6月1日から 2024年5月31日まで
行使の条件		(注)2	(注)3
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 4個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	—	—

- (注) 1. 2021年6月1日付及び2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っている。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は株式分割後の数値を記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。
- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
 - ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
 - ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
 - ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。
- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。）の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使することができる。
ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取

締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年1月13日の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である弁護士 園部洋士氏に対し、新株予約権を発行することを決議し、2021年2月1日に付与いたしました。

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっております。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2021年1月13日	2021年1月13日
新株予約権の数	400個	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式160,000株 (新株予約権1個につき400株) (注) 1	普通株式640,000株 (新株予約権1個につき400株) (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.25円) (注) 1	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.25円) (注) 1
新株予約権の行使価格	新株予約権1株当たり574円	新株予約権1株当たり574円
権利行使期間	2024年8月1日から 2028年1月31日まで	2027年8月1日から 2031年1月31日まで
行使の条件	(注) 2	(注) 3
割当先	園部 洋士 (注) 4	園部 洋士 (注) 5

(注) 1. 2021年6月1日付及び2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は株式分割後の数値を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本第15回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第15回新株予約権を行使することができず、かつ、第15回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第15回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第15回新株予約権者」という。）のみが本第15回新株予約権を行使できることとする。
- ② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第15回新株予約権者に割り当てられた本第15回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第15回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨

てるものとする。

- (a)2022年3月期または2023年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：100%
- (b)(a)が未達成の場合で2024年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：50%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ 受益者は、本第15回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
 - ④ 受益者の相続人による本第15回新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本第15回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第15回新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本第15回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第15回新株予約権を行使できないものとする。
 - ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本第16回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第16回新株予約権を行使することができず、かつ、第16回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第16回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第16回新株予約権者」という。）のみが本第16回新株予約権を行使できることとする。
 - ② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第16回新株予約権者に割り当てられた本第16回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第16回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (a)2023年3月期から2025年3月期におけるいずれかの事業年度の営業利益が10億円を超過した場合
行使可能割合：50%
 - (b)2023年3月期から2026年3月期におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が25億円を超過した場合
行使可能割合：100%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ 受益者は、本第16回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

- ④ 受益者の相続人による本第16回新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第16回新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本第16回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第16回新株予約権を行使できないものとする。
 - ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
4. 園部洋土は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2024年7月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。
 5. 園部洋土は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2027年7月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社及び当社の子会社の役員及び執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額当社が負担しております。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、更新を予定しており、新たに子会社化したしました株式会社リアライブの役員についても当該保険契約の対象となります。

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
PwC京都監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 解任不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、全従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
 - ・コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、常勤役員及び部長職以上の役職者で構成する経営会議にて、コンプライアンス体制の構築・管理・維持に当たる。
 - ・コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ・内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ・当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当要求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規程及びリスク管理マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - ・危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営計画を策定する。
 - ・取締役会規程、組織及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ・取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催す

る。

- ・ 社外取締役は、適宜社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
 - ・ 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、補助使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
 - ・ 前項の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性の確保のため、補助使用人の異動、人事考課及び賞罰は監査等委員会の同意を要する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 監査等委員及びその補助使用人は、取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ・ 報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、内部通報規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- ⑦ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、法令に従い、監査等委員である社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、

相互の連携を図る。

- ・ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ・ 内部統制担当を置き、計画に基づき職務の執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には代表取締役社長への報告を行う。
- ・ 代表取締役社長は、内部統制担当、内部監査担当、監査等委員会からの報告をもとに、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、経営会議を通じて必要な措置を講じる。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ・ 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行ってお

ります。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行う他、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、経営会議の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	261,260	189,260	189,260	857,566	857,566	△23,430	1,284,657
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	621,589	621,589	—	621,589
自己株式の 取得	—	—	—	—	—	△186,433	△186,433
自己株式の 処分	—	—	—	△68,625	△68,625	72,874	4,249
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	552,963	552,963	△113,559	439,404
当期末残高	261,260	189,260	189,260	1,410,530	1,410,530	△136,989	1,724,062

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	71,685	1,356,343
当期変動額		
当期純利益	—	621,589
自己株式の 取得	—	△186,433
自己株式の 処分	—	4,249
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	58,331	58,331
当期変動額合計	58,331	497,736
当期末残高	130,017	1,854,079

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) 商談型展示会事業

商談型展示会事業においては、主に「商談型展示会」及び「商談型オンライン展示会」の開催を行っており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

商談型展示会収入

主に商談型展示会の出展社から得る出展料収入であり、当社は出展社に対して出展小間（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を提供する義務を負っております。当該履行義務は展示会開催期間中、出展小間の提供を行うことをもって充足されます。

商談型オンライン展示会収入

主にオンライン展示会の出展社から得る、オンライン出展ブースへの動画掲載収入、来場者が資料請求を行うことに対する成果課金またはオンライン商談設定に基づく収入です。当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブースを提供する義務、資料を来場者へ提供する義務または出展社に対して商談のセッティングを代行する義務を負っております。

当該履行義務はオンライン上の展示会出展ブースの提供期間開始日から終了日までの間、オンライン上の出展ブースの提供や、来場者への資料提供または出展社に対する来場者とのアポイント設定の完了をもって充足されます。

(ロ) ハイブリッド展示会事業

主にオンライン展示会の開設期間中（365日24時間）に並行してリアル展示会を年複数回開催することに対する出展料等の収入であり、当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブース及びリアル展示会の出展小間を提供する義務を負っております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

(ハ) M&A仲介事業

主にM&Aによる事業承継ニーズを有する事業者に対し、購入・売却条件が合致する案件を紹介し、顧客間での譲渡契約を締結させることによる成功報酬型での仲介手数料収入であり、当社は顧客に対して、購入・売却条件が合致する案件を紹介する義務を負っております。当該履行義務は譲渡・譲受企業が最終譲渡契約を締結した時点をもって充足され、当該M&Aが不成立となる要因が解消されたと判断した時に収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足時点と至近する日に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

(二) その他

主に、介護事業者と配食・介護食のサプライヤーのマッチングによる収入であり、当社は介護事業者のニーズにマッチしていた場合、サプライヤーを紹介する義務を負っております。当該履行義務はサプライヤーとの契約期間満了をもって充足され、当社の紹介によりサプライヤーが得た収益の一部を手数料とし、収益として認識しています。また、取引の対価は、通常、収益の認識後1ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	75,809千円
--------	----------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、展示会事業においては出展小間契約数、M&A仲介事業においては成約組数を踏まえた売上高、並びに変動費及び固定費であります。

展示会事業においては出展小間契約数、M&A仲介事業においては成約組数が事業計画上の計画値を著しく下回った場合、翌事業年度において、繰延税金資産の取り崩しを行う可能性があります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	5,080,200株	一株	一株	5,080,200株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 67,902株

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日即将到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 70,200株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10,374千円
未払費用	8,482千円
未払金	367千円
賞与引当金	48,377千円
固定資産減損損失	7,029千円
敷金償却額	1,178千円
繰延税金資産合計	<u>75,809千円</u>
繰延税金負債合計	<u>一千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>75,809千円</u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な運転資金及び投資を目的とした資金を自己資金及び銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び前渡金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては管理本部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金及び前受金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金は、運転資金及び子会社株式取得資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で7年5ヵ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスク軽減を図っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部が取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

II. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払をできなくなるリスク）の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該

価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	500	500	—
(2) 売掛金	34,480	34,480	—
(3) 前渡金	38,576	38,576	—
(4) 敷金及び保証金	83,271	83,271	—
資産計	156,829	156,829	—
(1) 短期借入金	30,000	30,000	—
(2) 未払法人税等	194,506	194,506	—
(3) 未払金	266,606	266,606	—
(4) 未払費用	37,443	37,443	—
(5) 前受金	296,511	296,511	—
(6) 長期借入金※	1,481,558	1,476,034	5,523
負債計	2,306,625	2,301,102	5,523

※ 長期借入金には1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1) 預け金、(2) 売掛金、(3) 前渡金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを合理的に見積もりをした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払法人税等、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 前受金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	500	—	—	—
売掛金	34,480	—	—	—
前渡金	38,576	—	—	—

(注) 敷金及び保証金につきましては、返還期日が確定しないため記載しており

ません。

(注) 3. 借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超
短期借入金	30,000	—	—	—	—
長期借入金	288,744	288,744	292,244	294,744	317,082

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、商談型展示会事業、ハイブリッド展示会事業、M&A仲介事業及びその他を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しています。これらの分解した売上収益と各事業の売上収益との関連は以下に記載のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	商談型 展示会事業	ハイブリッド 展示会事業	M&A仲介 事業	計		
商談型 展示会収入	763,664	－	－	763,664	－	763,664
商談型 オンライン 展示会収入	101,565	－	－	101,565	－	101,565
ハイブリッド 展示会収入	－	406,060	－	406,060	－	406,060
M&A仲介 収入	－	－	1,771,919	1,771,919	－	1,771,919
その他	－	－	－	－	4,032	4,032
顧客との 契約から 生じる収益	865,229	406,060	1,771,919	3,043,208	4,032	3,047,241
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への 売上高	865,229	406,060	1,771,919	3,043,208	4,032	3,047,241

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配食マッチング事業です。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(イ) 商談型展示会事業

①商談型展示会収入

主に商談展示会の出展社に対する出展料収入であり、出展小間数に小間単価を乗じた金額を収益として認識します。

②商談型オンライン展示会収入

主にオンライン出展ブースへの動画掲載収入や来場者が資料請求を行うことに對する成果課金又は、オンライン商談設定に基づく成果課金を収益として認識します。動画掲載収入については、掲載期間に渡り収益を認識し、成果課金については資料請求や商談設定の件数に単価を乗じた金額を収益として認識します。

(ロ) ハイブリッド展示会事業

主に商談展示会の出展社に対する出展料収入であり、出展小間数に小間単価を乗じた金額を収益として認識します。また、オンライン上の動画掲載ブースについては、掲載期間に渡り収益を認識し、成果課金については資料請求や商談設定の件数に単価を乗じた金額を収益として認識します。

(ハ) M&A 仲介事業

主にM&Aによる事業承継ニーズを有する事業者に対し、購入・売却条件が合致する案件を紹介し、顧客間での譲渡契約を締結させることによる成功報酬型の仲介手数料収入であり、案件の成約によって得られる手数料を収益として認識します。

(4) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	金額 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	52,899
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	34,480
契約負債 (期首残高)	213,969
契約負債 (期末残高)	296,511

- (注) 1. 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に含まれており、契約負債は前受金に含まれております。
2. 当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、176,976千円であります。
3. 当事業年度において契約負債の残高に重要な変動はありません。
4. 契約負債の残高は、主に4月以降に開催する商談型展示会の出展社への履行義務が充足されていないものです。履行義務は展示会の開催期間にわたり充足され、収益を認識します。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、296,511千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に収益を認識することを見込んでいます。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	171円98銭
(2) 1株当たり当期純利益	61円93銭

(注) 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事業に関する注記

(取得による企業結合)

1. 子会社株式の取得

当社は、2023年2月1日開催の取締役会において、株式会社リアライブ（以下、「リアライブ」という。）を子会社化することを決議し、2023年4月1日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社リアライブ

事業の内容 新卒採用マッチングイベントの企画運営
新卒採用に特化した採用支援コンサルティング等

② 企業結合を行った主な理由

人材事業は、マッチング事業であるという点で、商談型展示会やM&A仲介事業とスキルやノウハウ（営業・集客・マッチング）が非常に共通しており、これまで当社が培ってきた様々なノウハウを、十分に活かすことができるビジネスであると考えております。

そのような人材事業において、リアライブは「入社3年後のミスマッチをなくす」を企業理念に、マッチング精度の高い採用イベントの開催に注力しており、「最適なマッチング」に徹底的にこだわることで顧客満足の最大化を目指している当社と、企業理念において、非常に親和性が高いものと判断しております。

このような背景から、当社は、第3の柱となるマッチング・サービス=人材事業に本格的に参入すべく、本件株式を取得しました。

③ 企業結合日

2023年4月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 923,760千円

当該取得価額に加えて、業績の達成度合いに応じて条件付取得対価（以下、アーンアウト対価）をリアライブの前株式所有者に支払う条項を締結しております。アーンアウト対価は、前株式所有者に追加的に支払われる対価であり、リアライブの2023年3月期における業績の達成度合いに応じて、最大

300,000千円の支払いが行われます。このアーンアウト対価の導入により、本件買収に伴う当社のリスクを軽減することができます。

- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定していません。
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定していません。
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定していません。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、2023年6月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,080,200株
株式分割により増加する株式数	5,080,200株
株式分割後の発行済株式総数	10,160,400株
株式分後の発行可能株式総数	33,960,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2023年5月11日(木)
基準日	2023年5月31日(水)
効力発生日	2023年6月1日(木)

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2023年6月1日（木）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,698</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,396</u> 万株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2023年6月1日（木）

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、2023年6月1日（木）以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価格を以下のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第11回新株予約権	30円	15円
第12回新株予約権	35円	18円
第13回新株予約権	85円	43円
第14回新株予約権	1,755円	878円
第15回新株予約権	1,148円	574円
第16回新株予約権	1,148円	574円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

プティックス株式会社
取締役会御中

PwC 京都監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 村 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プティックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

【注記事項】（重要な後発事象）に記載されており、会社は、2023年4月1日付で株式会社リアルライブの全株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成するこ

とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

2023年5月30日

ブティックス株式会社 監査等委員会

監査等委員 吉崎 浩一郎 ㊟

監査等委員 寺西 章悟 ㊟

監査等委員 田中 智行 ㊟

(注) 監査等委員吉崎 浩一郎、寺西 章悟及び田中 智行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上